

第1章 計画策定にあたって

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

生涯を通じていつまでも健やかに生き生きと暮らしていくことは誰もが願うことです。しかし、がんや、脳血管疾患・心疾患・糖尿病などの生活習慣病、またこころの悩みを持つ人が増えさらに認知症や身体介護を必要とする人が増えています。

国においては、平成 25 年度から 10 年間を計画期間とする「健康日本 2 1（第二次）」が策定され、「急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しその医療費が占める割合が増え、今後はますます病気や介護の負担が上昇して疾病による国民負担が極めて大きな社会になる」と捉え、引き続き、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症や症状進展などの重症化予防を重視した取り組みを推進するために、下記の 5 つの基本的な方向が示されました。

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCDの予防）
- (3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

これらの基本的な方向を達成するため、雨竜町では健康増進・疾病予防事業、介護予防事業を展開してきましたが、今後は毎年度評価のみではなく、5 年・10 年後の目標や評価（PDCA サイクル）ができるよう、関連各種計画（表 1）の目標項目と整合性を図りながら、第 1 期雨竜町健康増進計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、雨竜町振興基本計画（平成 28 年度～37 年度）を上位計画とし、基本目標の「こどもからお年寄りまで笑顔があふれ、未来に希望のもてるまちづくり」の推進に必要な方策を明らかにするものです。

本計画は、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を参考とします。同時に今回の目標項目に関連する法律及び各種計画（表 1）との整合性を図るものとします。

表1 関連する法律および各種計画

法 律	北海道	雨竜町
健康増進法	北海道健康増進計画すこやか北海道 21 中空知圏域健康づくり事業行動計画	第1期雨竜町健康増進計画
次世代育成支援対策推進法	北の大地 子ども未来づくり北海道計画	雨竜町子ども・子育て支援事業計画
食育基本法	どさんこ食育推進プラン (北海道食育推進行動計画)	第1期雨竜町健康増進計画 (雨竜町食育推進行動計画)
高齢者の医療の確保に関する法律	北海道医療費適正化計画	第2期雨竜町保健事業実施計画 (データヘルス計画) 第3期雨竜町特定健康診査等実施計画 空知中部広域連合同計画
がん対策基本法	北海道がん対策推進計画	第1期雨竜町健康増進計画
歯科口腔保健の推進に関する法律	北海道歯科保健医療推進計画	第1期雨竜町健康増進計画
介護保険法	第7期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画	第7期雨竜町高齢者保健福祉計画 第7期空知中部広域連合介護保険事業計画
自殺対策基本法	北海道自殺対策行動計画	第1期雨竜町健康増進計画 (雨竜町自殺対策行動計画)

3. 計画の期間

本計画の期間、目標年度は2027年度までの10年間とします。なお5年を目途に中間評価をおこないます。